

大阪府 e スポーツ推進事業企画・運営業務 委託仕様書

1. 委託業務名

大阪府 e スポーツ推進事業企画・運営業務

2. 趣旨・目的

e スポーツは、特に若い世代に支持される急成長中の市場であり、国籍や年齢、性別等を超えたつながりを生む新たなコミュニケーションツールとして、ダイバーシティ&インクルージョン社会の実現に貢献できる可能性を持つ重要なコンテンツだと認識している。しかし、そのポテンシャルや多様な可能性は十分に世間に認知されておらず、国内での活用は限定的である。

大阪府では、e スポーツの市場拡大や世代間交流の効果等に着目し、府内での活用を促進することで、「e スポーツと言えば大阪」と言われるような地域ブランドを確立させ、大阪ならではのエンターテインメントコンテンツの創出や関連産業の拡大をめざしている。令和 6 年 11 月には、府内の企業や団体と連携する官民プラットフォーム「大阪 e スポーツラウンドテーブル (Osaka eSports Growth Guild) ※」(「OeGG」という。)を設立し、万博との連携や新たな取り組みの展開を進めている。

本業務は、OeGG の参画メンバーとも連携し、府民及び府内企業等に対して、e スポーツの魅力を広く発信し、e スポーツの認知度向上や e スポーツ人口の増加を図り、大阪での e スポーツを活用した取り組みの展開を促進、加速化させるための基盤作りを目的に実施するものである。

※OeGG の設立趣旨、構成メンバーについては、以下の大阪府ホームページを参照ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o020060/seicyo/torikumi/e-sports-roundtable.html>

3. 契約期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日 (火) まで

4. 委託金額の上限額

39,759,000 円 (税込) ※本業務を実施するすべての経費を含む。

5. 委託業務内容及び提案を求める事項

(1) 万博連動キャンペーン全体のプロモーション活動の企画・実施

【万博連動キャンペーンとは】

国(経済産業省)が令和 7 年 7 月 21 日～25 日に万博会場 (EXP0 メッセ) で実施する「大阪・関西万博と連携したゲーム・e スポーツの発信」イベントを、大阪での e スポーツ盛り上げに向けての絶好の機会と捉え、e スポーツの認知度向上や e スポーツ人口の増加に向け、同イベントと連動したキャンペーンを大阪府の旗振りにより展開することとしている。

キャンペーン期間中には、OeGG の参画メンバーそれぞれが、府域での e スポーツ関連イベント等を一定期間に集中開催し、多くの府民及び府内企業等に e スポーツ関連イベント等に触れる機会を創出し、実際に体験してもらう予定。

※キャンペーン期間の設定については、本委託業務の契約締結までに、OeGG の参画メンバーと協議し大阪府が決定する。現時点では、令和 7 年 7 月～9 月頃を想定している。

※「万博連動キャンペーン」期間中に OeGG の参画メンバーそれぞれが開催するイベントは、以下の大阪府ホームページを参照ください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o020060/seicyo/torikumi/e-sports-roundtable.html>

①業務内容

0eGGの参画メンバーがキャンペーン期間中に集中開催する個別のeスポーツ関連イベント等を、一体感のある形で広報・PRし、キャンペーンの存在を「知る」だけに留まらず、実際にイベントに「参加する」まで意識変容を促すことを目的とする。具体的には以下の業務を実施する。

- ・プロモーション活動の実施戦略（ターゲットの設定、広報媒体・手法（SNS やインフルエンサーの活用も含む）の検討、具体的なプロモーション活動の内容）を策定する。
- ・実施戦略を踏まえ、プロモーション活動に活用するキービジュアル・ステートメントを作成する。
- ・集客効果を高めるため、イベント等の参加者に配付できるノベルティグッズを作成する。
- ・実施戦略及びキービジュアル等を活用し、具体的なプロモーション活動を実施する。

②留意事項

- ・具体的な活動内容については、大阪府と協議の上で確定し、実施する。
- ・（１）のプロモーション業務に充てられる委託金額の上限は1,000万円（税込み）とする。
- ・キービジュアル・ステートメントは、0eGGの設立趣旨等を端的に表現するものとし、キャンペーン期間終了後も、0eGGの参画メンバーがそれぞれの活動における広報活動等に継続的に活用できるものとし、0eGGのブランディングに繋がるものとする。
- ・（２）の総括イベント業務のプロモーションもセットで実施戦略を策定すること。

（提案を求める内容）

- ① 「e スポーツと言えば大阪」と言われるような地域ブランドを確立させることを目的とし、大阪におけるeスポーツの現状や課題を分析したうえで、プロモーション活動の実施戦略の素案（ターゲット、広報媒体・手法、具体的なプロモーション活動の内容、成果指標等）を具体的に提案すること。なお、予算の範囲内で、複数のターゲットを設定する場合は、それぞれについて提案すること。
- ② キービジュアルを作成するうえでのコンセプトとデザイン素案を具体的に提案すること。
- ③ 作成するノベルティグッズの内容の案を複数提案すること。その際、なぜ、その案を採用したのかターゲットと集客効果を踏まえ、具体的に説明すること。

（２）キャンペーンの総括イベントの企画・実施

①業務内容

万博連動キャンペーンの総括となるイベントの実施により、多くの府民や府内企業等に対して、eスポーツの魅力や多様な可能性を広く周知し、府民の認知度向及び府内企業等のeスポーツ業界への参入を促進することを目的とする。具体的には、以下の要件を満たす集客イベントを企画・実施する。

- ・実施時期は、万博終了後の令和7年11月頃から12月までを目途に開催する。
- ・開催場所（施設）は大阪府内の交通利便性の高い場所にある集客施設とする。会場での集客人数目標の目安は、10,000人程度とし、一定の集客力のあるコンテンツを盛り込む。
- ・集客人数目標を達成するための広報・宣伝を実施する。
- ・来場者アンケートやSNS等を活用したリサーチにより、イベント参加者の多様な意見（イベントに参加する前と後でeスポーツの捉え方がどのように変化したか、「eスポーツと言えば大阪」と言われるような地域ブランディングのためにはどのような取り組みが必要か、など）を収集し、今後の大阪府及び0eGGの活動の方向性を検討するための材料とする。

②留意事項

- ・ 具体的な企画内容については、大阪府と協議の上で確定し、実施する。
- ・ 事業の企画・実施にあたっては、既に府内で実施することが決まっているイベントとの連携事業や、既存の大規模イベントを大阪に誘致して開催するなど、効率的・効果的な取組みであれば実施可能とする。
- ・ (1) のプロモーション業務で作成したキービジュアルは、事前に発注者の確認を得たうえで、(2) のイベント業務にも活用すること。なお、ノベルティグッズは(2) のイベント業務に活用してもよい。

(提案を求める内容)

- ① 「e スポーツと言えば大阪」と言われるような地域ブランドを確立させることを目的とし、大阪におけるe スポーツの現状や課題を分析したうえで、本業務の目的を達成するイベントのコンセプトと企画内容（実施時期・場所、ターゲット、具体的なコンテンツ、成果目標など）を具体的に提案し、その実現可能性の観点を十分に説明すること。
- ② 成果目標に対して、それを達成するための工夫や戦略（広報・宣伝方法等）を提案すること。
- ③ 来場者アンケートの調査項目・内容と、それをどのように今後的大阪府及び 0eGG の活動の方向性を検討するための材料とする想定かを提案すること。
- ④ 上記に加え、事業効果を高めるために工夫を凝らした内容についても提案すること。

(3) (1) 及び (2) の実施結果に関するレポートの作成

- ・ 本業務の企画・実施結果・成果を取りまとめた報告書を作成する。
- ・ 業務完了後は、令和8年3月末までに最終報告書を取りまとめ、大阪府に提出すること。なお、最終報告書は、印刷物の外、二次利用できる形式の電子データでも提出すること。
- ・ 業務実施の様子が分かる写真や図表など、視覚的要素を効果的に活用し、読み手に分かり易い形で表現すること。

6. 業務スケジュールおよび実施体制等

本業務について、契約締結時期から令和8年3月末までの想定スケジュールを示すこと。

また、本業務を確実に実施できる適切な人員体制を確保すること。また、担当者への指導・助言、マネジメントを行う業務統括者を配置し、スケジュール管理を適切に行うとともに、コンプライアンスや個人情報保護、守秘義務の遵守に関する管理を的確に行うこと。

(提案を求める内容)

- ① 業務の実施スケジュール、実施体制を提案すること。
- ② 本業務を受託するにあたっての提案業務者の強み（類似の業務実績・経験、業務遂行能力等を有するスタッフの有無、想定している連携業務者・機関など）を記載すること。
- ③ その他、本業務を効果的・効率的に実施するためのオリジナリティのある取組みについて提案すること。

7. 委託業務の一般原則

- ・ 業務の遂行にあたっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
- ・ 本業務の実施で得られた成果、情報（個人情報を含む）等については大阪府に帰属する。
- ・ 業務の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は事前に大阪府と協議するとともに、その決定に従うこと。

8. 委託業務の運営

受託事業者は、会計に関する諸記録を整備し、各会計年度終了後5年間保存するものとする。

9. 委託業務の報告

受託事業者は、契約締結後、適宜、委託業務の実施状況を書面等により、大阪府に報告するものとする。なお、進捗状況に応じて、大阪府が業務実施計画の見直しを求める場合は対応すること。また、業務期間終了後、直ちに業務及び収支内訳の内容がわかる書類を大阪府に提出すること。

10. その他

- (1) 本仕様書については、プロポーザルの結果、最優秀交渉権者となった者と府との間で再度協議したうえで、双方の合意が得られた内容に修正したうえで、契約時に契約書に必要な書類とともに添付する。
- (2) 本業務を実施するにあたり、仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、大阪府と受託業者で協議の上、業務を遂行すること。
- (3) 企画提案及び契約手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円とする。
- (4) 業務の実施にあたっては、効果的に成果をあげるため、大阪府と十分協議を行いながら進めること。また、本業務に必要な関係者との調整を行うこと。
- (5) あらかじめ大阪府と調整したスケジュールで業務を行うこと。
- (6) 納品が必要なものについて、納品日及び納品形式は別途協議し、納品場所は大阪府の指定する場所とする。
- (7) 報告書等は、紙媒体に加え、電子媒体も提出すること。
なお、本事業による成果物等の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）は、大阪府に譲渡するものとし、作成者は著作権人格権を行使しないこと。
- (8) 本業務を通じて知り得たビジネスプランその他企業情報は、契約により守秘義務を規定することとする。
- (9) 個人情報の取扱いについては、公募要領特記仕様書Ⅱ個人情報取扱特記事項を遵守すること。